

# 令和5年農作業臨時雇用標準賃金のお知らせ

弘前市農業委員会

令和5年の農作業臨時雇用標準賃金を次のとおり設定しました。

経営計画の参考として、お役立てください。

なお、標準賃金ですので、当事者間で賃金を取り決める際の参考として御利用ください。

作 業 名		金 額 (円)	備 考	
雇 用 賃 金	田 植 え	6,900	1日(8時間)当たり <u>まかない抜き</u>	
	稲 刈 り	6,900		
	整 枝 せ ん 定	10,000		
	人 工 授 粉	6,900		
	摘 花 ・ 摘 果	6,900		
	袋 か け	6,900		
	除袋・葉とり・収穫	6,900		
	農 作 業 一 般	6,900		
オ ペ レ ー タ ー	ト ラ ク タ ー	1,100	1時間当たり <u>まかない抜き</u>	
	乗 用 田 植 機	1,100		
	コ ン バ イ ン	1,200		
	ス ピ ード ス プ レ ョ ー	1,100		
請 負 料 金	水 田 耕 起	5,300	10a当たり 機械・運転手付き <u>まかない抜き</u>	
	畑 耕 起	5,200		
	荒 か き の み (又は、代かきのみ)	4,900		
	荒 代 か き	5,900		
	田 植 機	苗 な し		6,000
		稚 苗 付 き		19,500
		中 苗 付 き		26,000
	コンバイン	乾 燥 な し		16,100
		乾 燥 ま で		28,000
	ロ ー ル ベ ー ラ ー (糸あり)	4,100		
	乾 燥 機	1,300		1俵当たり(生脱穀)
ス ピ ード ス プ レ ョ ー	5,500	1,000ℓ、薬剤費別		

(注) 実労働時間は1日当たり8時間を標準とし、超過した場合は時間当たりで換算してください。

※参考 青森県最低賃金は、令和5年10月7日から時給898円に改定されました。

※令和5年農作業臨時雇用標準賃金表は、改正前の青森県最低賃金(時間額853円)に基づく額となっています。令和5年10月7日発効の青森県最低賃金(時間額898円)を反映させた、令和6年農作業臨時雇用標準賃金は同年1月頃に設定予定です。それまでは、令和5年農作業臨時雇用標準賃金表を参考に、改正後の最低賃金時間額898円を下回らないようご注意ください。